

## 福山市北部市民センター敷地内キッチンカー等募集要項

### 1 目的

J R 駅家駅の間近にあり、福山市の北部に位置している北部市民センターを、市民が親しみを  
持てる憩いの場とするとともに、まちのにぎわいを創出する。

### 2 概要

#### (1) 場所

福山市駅家町大字倉光37番地1 福山市北部市民センター敷地内（2区画）

#### (2) 面積

1区画 15㎡（奥行3m×幅5m）

#### (3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物等とし、食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山  
市内一円）を受けたキッチンカー又は自走式の移動式販売車、露店等とする。

※北部市民センターの電気設備や水道設備等の利用は認めない。

#### (4) 営業可能時間

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日（年末年始を除く。）

原則午前8時30分から午後6時00分までの間（搬入・搬出時間を含む。）

※ただし、午前11時00分から午後2時00分までは必ず営業すること。

※公用、公共用又は貸館に供するために出店不可とする場合がある。

### 3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(3) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成1  
1年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（更生手続開始の決定を  
受けている者を除く。）。

(5) 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。

(6) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が  
事業の経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者  
に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認め  
られるとき。

ウ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は  
運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を供給し、又は便宜を  
供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を  
有していると認められるとき。

オ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質

的に関与していると認められ、若しくは上記エに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 次に該当する者であること。

- ア 食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）がある者
- イ 食品衛生責任者等資格を有する者
- ウ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者

#### 4 応募の手続

(1) 申請書類

- ・行政財産使用許可申請書
- ・キッチンカー出店計画書
- ・誓約書
- ・食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）があることので分かるもの
- ・生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していることので分かるもの

(2) 受付期間

年3回、使用期間4か月分をまとめて受付する。

| 受付期間      | 出店期間       |
|-----------|------------|
| 3月1日～10日  | 4月1日～7月末日  |
| 7月1日～10日  | 8月1日～11月末日 |
| 11月1日～10日 | 12月1日～3月末日 |

(3) 提出方法及び提出先

北部市民サービス課へ持参または郵送

※郵送の場合、北部市民サービス課へ書類が到着した日を申請受付日とする。

(4) 許可

- ・原則、希望出店日数の多い申請者から優先的に許可する。ただし、出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。
- ・申請期間外でも空き区画がある場合は、先着順で出店日の2週間前までの申請に限り受け付ける。

(5) 使用料

- ・1区画1日当たり 297円（税込）
- ・出店日の通知後、出店開始の1週間前までに、使用料を支払うこと。納入後に許可証を交付する。
- ・納付書の郵送を希望する場合は、申請時に110円切手を貼付した長形3号封筒を提出すること。

#### 5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には食品衛生法に基づく営業許可（広島県内全域又は福山市内一円）済証（ステッカー）を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。

- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝を行う際は、あらかじめ施設管理者の許可を得ること。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。出店者の判断で中止した場合の使用料は還付しない。
- (9) 荒天で事故の恐れがある場合等は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。

## 6 出店場所

